



カルヴァンと寛容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-08-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 砂原, 教男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006407

カルヴァンと寛容

砂原教男

有名な事実であるが、ジュネーヴ市の東部にある小高い丘シャンペルに自然石の碑が立てられている。その正面には、

「一五一年九月二九日生れ、アラゴンのヴィルヌーヴ出身なるミシェル・セルヴェは、シャンペルにて、火刑台上に倒れぬ、時は、一五五三年一〇月二七日。」

その背面には、

「我が偉大なる改革者カルヴァンを、崇敬しこれに感謝を捧ぐる子たる我らは、師父の世紀の誤謬なりし誤謬を糾弾するとともに、聖福音書と宗教改革との原義に基き信教の自由をば固く遵奉しつつ、ここに贖罪記念碑を建立せり。一九〇三年一〇月二七日」と刻まれている。

この贖罪碑はその碑文にあるように、ジュネーヴの宗教改革をやりとげたジャン・カルヴァンが、その改革運動の途上で、異端説を唱えていたミシェル・セルヴェを焚刑に処したことを、三百五〇年後、それは誤っていたとして建てられたものである。この碑の建立資金はスイス、フランス、オランダ、アメリカの改革派や長老派の諸教会の信者有志が贖金したといわれている。この信者たちの考えはさまざまであつたようだが、そこに共通して流れる感慨があるように思える。こ

の贖罪碑の裏面には「師父の世紀の誤謬なりし誤謬を糾弾する」と刻まれていて、決して、「師父の誤謬を糾弾する」とはなっていない。これこそ、カルヴァンの子孫たちが、先達の犯した（といわれている）——と、かれらは主張したいだろう（罪を贖うことにした時に一致できた点ではなかつただろう）か。

この贖罪碑のよってくるセルヴェの焚刑事件は、ナチに追われ、アルゼンチンで自らの命を絶つたステファン・ツヴァイクによって「権力とたたかう良心」として一九三六年に扱われており、渡辺一夫氏も「或る神学者の話」という小論で扱われているので周知の事実と考へてもよいと思いますが、この両氏に共通する立場が若干問題だと思ひます。

殊にツヴァイクのものは、その著わされた年代から想像できる通り、また題名が示すように（副題としてカルヴァン対カステリオが掲げられている）、カルヴァンを権力者そのものにしてしまい、そこから総てを理解し、叙述している。読物としては大変に面白いが、一読後、果たしてこんなものだったのだろうかという疑問が残る。「或る神学者の話」には、戦後の作品でもあり、また渡辺一夫氏の柔軟な考え方からも、一面的にカルヴァンを専制的独裁者にしてはいないが、それで

も、読後感としてはカルヴァンは悪いな、という印象は拭いさること
はできない。

私も十年程前に、この問題を取り扱い、少くとも史料的に見た場合、
カルヴァンの責任を直接問うことは難しいように思うと述べておいた
が、今回は寛容論の立場から再考察し、この問題にもう一步踏み込ん
で、カルヴァンのこの裁判との関わりを整理し直してみたいと思う。

一

ミシエル・セルヴェ事件について必要ことだけを見ておかなければ
ならぬ。

セルヴェはスペインのヴィラヌエバにカルヴァンと同じ年に生まれ
ているようだ。というのは、彼は一五五二年にはウィエンヌでも裁判
をうけているが、この時には一五二一年にトウデラで生れたとしてい
るからで、このような生地生年すらも虚言でごまかすという事実がジ
ユネーヴの人たちを硬化させたといえる。彼の家系は一応貴族であつ
たらしく、父は公証人であつた。一五二八年ツールズ大学で法律を
学ぶべく入学したが神学に興味が向いていた。はじめて旧約聖書に触
れたのはこの時代といわれている。それ以来聖書を手がかりに彼の神
学体系を作り上げる。それはおそよキリスト教徒と称する人たちには、
カトリックであれ、プロテスタントであれ、承服しがたい三位一体論
を完全に否定した「三位一体論の誤謬について」なる著書となつて
いる。これを実名を使って刊行している所は彼の大胆を示す証拠とい
えよう。これには新旧両教徒からごうごうたる批難が浴びせられるこ
とになる。更に大胆なことに、これをサラゴッサ司教に送つたものだ
から異端密問の大法廷に訴えられている。スペインに居れなくなった

セルヴェはミカエル・ヴィラノヴァヌスという偽名でリヨンに逃れ、
校正者として生計をたてる。その間にプトレミイの地理学を八〇冊の
文献をもとに校訂して刊行している。校正者の仕事に見切りをつけ、
パリ大学で医学を学び、リヨン郊外のシャルルーで開業し、当地で結
婚したらしい。しかし一五四〇年にはウィエンヌ大司教の勧めで同地
に移り、十二年間医師として在任している。医師としては名声も高ま
り、最も落ちついた日々を送つたようだ。

カルヴァンとの面識は以前からあり、一五三四年には面会の約束が
あり乍ら、セルヴェが一方的に破棄したような事実があつた。文通は
出版者フレロンを経由してお互いに偽名を使って行われていた。この文
通の間に、問題の「キリスト教復興論」の草稿の一部がカルヴァンに
送られたわけである。勿論カルヴァンとしては認められるようなもの
ではないので、自著「キリスト教綱要」を送つて、これを読んで考え
直すように望んだ。しかし、この「キリスト教綱要」は欄外に激し
い批評が書き込まれて返送されて来た。この際、以前送つた「キリス
ト教復興論」を返送してくれるように頼んで来たが、カルヴァンは返
送せず、後のウィエンヌの裁判の証拠に利用される。一五四六年二月
十三日にカルヴァンはセルヴェに最後の手紙を出し、同時に仲介者の
フレロンに、セルヴェの高慢な態度に対する苦情、彼の厚顔さに対す
る不満を述べてこれで文通を打ち切るが許してくれるようにと了解を
求めている。更に同日付でファーレル宛に問題の手紙「彼が来るなら
ば私の力のある限り、彼を生きたまま町をたたせない」というのを書
いている。この手紙が、カルヴァンのセルヴェ処刑の執念を示すとみ
なされることになる。

セルヴェはカルヴァンに送つた原稿に手を加え、カルヴァン宛の手

紙を加えて「キリスト教復興論」を刊行せんと八方手をつくすが断わられ、結局、ヴィエンヌでバルタザール・アルヌーレ及其の義兄弟ギョーム・ゲルーの手で秘密裡に出版される、カルヴァンはこれをフロンから入手したらしい。

この恐るべき書物刊行の知らせは一月後にはカトリック側に伝えられた。これがカルヴァンの積極的関与によってなされたかどうかは不明であるが、彼の所持している「復興論」の原稿が証拠として送られている。この結果セルヴェは逮捕され、裁判にかけられ世俗法廷で火刑の判決が出されている。セルヴェ自身はその前に脱獄して逃走していた。この事件に関してセルヴェからなじられたカルヴァンは、「私は決して法王の手先きと直接、接触したことはない」と述べているが、苦しい発言といわざるをえないだろう。

このセルヴェがこともあろうにジュネーヴに来て、発見され捕われたのである。何故来たかに関しては種々の説があって、はっきりいつて分らない。ただ、セルヴェが来た時のジュネーヴは、独立革命を戦い抜いて来た旧来からのジュネーヴ人とカルヴァンに代表される神の国の実現を求めて来た新しい市民たちの対立が絶頂に向って高まりつつあった時代であった。

この対立の最大の問題点は長老会の破門権を実質的に教会が握るか、国家が握るかであった。一五五三年の行政長官の選挙は反カルヴァンである旧市民の代表たるアミー・ペランが選ばれ、二十五名の小議会も過半数（十四名）はペラン側についていた。筆頭行政長官になったペランはカルヴァンをジュネーヴから追放する機会を覗っていた。反教會的態度で長老会によって破門されていたベルテリエーは、小議会の手による破門の解除を求めていた。

セルヴェ裁判は正にこのような時に行われた。だから、裁判には複雑な要素がからまり合っていたわけである。

裁判は大体三段階に分けられる。第一段階はカルヴァン側の提訴及びそれに伴う事実関係の予備審問が行なわれた。当時の法律によると提訴しようと思う者は、その提訴が正当と認められるまで被告と一緒に入牢することになっていたが、代理人も認められたので、カルヴァンは召使いのニコラ・ド・ラ・フォンテーヌを代理人として入牢させている。

翌日には三十九項目の告訴状が提出され、検察官ピエール・ティソットによる予備審議が行なわれた。三十九項目それぞれについてセルヴェに質問が行われた。その結果、ド・ラ・フォンテーヌの告訴は正当と見做され彼は釈放され、第二段階に入った。これ以後の審理は全面的に国家の手で行われる。原告にはカルヴァンの友人でもある市の代表弁護人のクロード・リゴーがなった。この際セルヴェは弁護人を要求しているが拒否されている。尚カルヴァンはジュネーヴの牧師の一人として裁判を補佐するようになっていた。この段階で前述のベルテリエーの破門の解除の問題がおこって来た。すなわち九月一日に筆頭行政長官アミー・ペランはベルテリエーの要請によって聖餐参加の許可を、カルヴァンの反対を押し切って出している。カルヴァンの主張する教會の自律性の原則は無残にも踏みにじられたわけである。九月三日、日曜日の朝の説教には出席していたベルテリエーはさすが聖餐式には出席しなかった。それは議会の助言があったからでもあった。

このような事件は獄中のセルヴェにも伝わり、九月一日の裁判ではセルヴェも元氣を出し、カルヴァンを困らせる手段がとられる。一つは口頭でのやりとりをやめて、文書による応答を行うことにし、この

文書を近隣のスイス諸都市及教会の意見を求めることにしたこと、今一つは、カルヴァンと余りしっくり行っていないベルンにこの件を移して審議してもらおうという計画であった。結局第一の手段だけがとられることになり、事件は第三の段階に移る。

九月十五日、最後の返答を求めるカルヴァンの反論がセルヴェに手渡された。このカルヴァンの反論の行間、欄外に一杯書き込まれたものが返された。これに対するカルヴァンの再反論はなかつたので、ここに一ヶ月にわたる裁判は終り、ベルン・チューリッヒ・シャフハウゼン・バーゼルの市政府及び教会に一件書類が示され、その見解が求められることになった。一ヶ月後に使者はそれぞれの返事をもって帰つた。すべてに共通している点は、セルヴェの有害有毒については異存なし、処分はまかせるから自分の所に影響ないように処理して欲しいということであつた。

事態が決してセルヴェ側に有利でないと知つたアミー・ペランは十月二十三日の会議を欠席したので、決定は二十六日に延期された。アミー・ペランのセルヴェ釈放(＝放逐)要求も、二百人会への控訴も否決され、焚刑と決められた。翌日判決文が起草され、直ちにセルヴェに伝達され、昼すぎにはシャンペルで刑が執行された。

二

一体「寛容」とはどのように定義すべきだろうか。多くの学者がいろいろの定義を下している。今、手許にある「Castellioniana」(1951)の第一論文である「寛容の形成 (Gestaltung der Toleranz von Sape van der Woude)」で、ヴァーデは寛容の概念には深い宗教的キリスト教的意味が基礎になっているのは当然で、これが今日しばしば

忘れられていると述べたあと、「この意味と並んで、今や一般的に使用されている今日的なものがある。それは、並存しながら生起する諸種の見解を許容することであり、異質の且つ別種の意見、例えば政治上の、しかし大抵は宗教上のそれを承認することである。そうすれば、寛容とは自己の個人的思想の展開の自由であり、このような見解を表明する権利である。」と述べられているが、これで大意をつくしていると思う。

所が、レクラールによると「カルヴァンやモンテーニュはこの言葉を、忍耐(我慢)という受動的な意味で使つて居り……宗教的自由について、許容とか認容とかの(積極的)意味での「寛容」という言葉は十六世紀後半ドイツ、オランダ、そして間違いなく少し後にはフランスに現われている」と述べている。だから、カルヴァンにとっては「寛容」は未だ知らない概念であつたといつてもよい。カルヴァンが「突然の回心」を経験するまでの人文主義者時代の決算ともいふべき作品『セネカ「寛容論」註解』(10)を書いてあるが、この寛容は寛仁とでも訳すべきもので全く宗教的な意味を含まないといわれている。このことは実に象徴的で、人文主義を捨て去つたカルヴァンは、同時に寛容も捨て去り、「ただ神の栄光のために」総てを捧げ、また捧げるように全信者を訓練させんとした。彼にとつては宗教上の寛容などは考えも及ばなかつたのではないだろうか。

次に寛容との関連でとり上げなければならぬ問題は教会と国家の問題であろう。これは宗教改革の大きなテーマの一つだからである。しかし、今ここでこれを扱うには余りに大きな問題なので、問題をもう少ししばって、ツヴィングリでも問題になつた破門権の所在をめぐる問題をとり上げることによつて、国家と教会の関係を考へてみたい。

そのためには「教会規定条項」(一五三七)と「ジュネーヴ教会規定」(一五四一)を調べなければならぬ。「条項」は大体四項目に分かれており、その三分の二に当る第一部で扱われているのが「破門の訓練である。この「条項」によると、教会行為の中心は聖餐であるから、可能なかぎり頻繁に守られることを求めている。「この聖餐をあらゆる汚れと不義から守り、これを聖く保つことは、取りも直さず教会生活のすべての聖潔を意味することになる。」だから「市会議員たちに対して『イエス・キリストの肢体としてふさわしいと認められた者』だけが……近づけるように秩序を正すことは、このような権限を与えられた者たちの重要な責務であると進言している」。この目的を達成するために設けられたのが「破門(陪餐停止)の訓練」である。「このような慣行と実行は、いにしえの時には、キリスト教信仰にとって特別の利益と向上をもたらした」だが、カトリック教会の成立によって「破門にまさる悪性な、邪悪なものはない」ような状態になっている。そこで「これを教会のうちに復活させ、聖書にある規範に従ってこれを運営する」ために「よき生活とよき証しとを……持っている確かな人」を全信者の中から選んで牧師と共同して信者を監視せんとするのである。彼等が色いろの努力を払っても立ち直らぬ時に前述の破門権が行使される。そして、それでも立ち直らぬ時にはじめて世俗権力による処罰が行われるわけである。

以上「条項」の破門権は教会にゆだねられていたが、実際はこのようにはならなかった。「条項」は一月一六日に、聖餐は「毎月一回」の代りに「年四回」執行されることなどの修正が加えられて議会を通過した。⁽¹²⁾しかし道徳上の監督権は教会にはなく、世俗権力の権限内として、七月には教会訓練の項が拒否された。またこの「条項」は「あなたがた

の町の住民のこらずに信仰の告白をさせ」ることを求めていたので、市は全市民にこれを実施するように命じた。⁽¹³⁾これは市民の反感を買って十一月十二日に追放の脅しで市民に強要している。かくて翌三八年二月の選挙ではカルヴァン達に反対する行政長官のみがえらばれ、カルヴァン達は追放に追い込まれて行くのである。

三年間の追放で帰ったカルヴァンは早速、新しい「条項」の作成にかかった。二週間後には草案が作られ、十一月二十日には市民総会で「ジュネーヴ教会規定」が成立した。この「規定」は「条項」の基本原理はほとんど「何の修正も蒙ることなく、むしろ三年に及ぶカルヴァンのストラスブル滞在の間に得られた牧会の体験と、神学的研鑽によって、よりいっそう確固たるものとして提示されている」といわれている。⁽¹⁴⁾

新しい「規定」は古い「条項」にくらべると非常に詳細になっており、且つ明解になっている。今、問題の破門権を見てみよう。

「条項」では明確でなかった長老が「規定」では第三の職制と位置づけられ、かれらの職務もより明確にされている。長老は小議会から二名、六十人会から四名、二百人会から六名、計十二名と規定され、市内に散在するように選出される。長老は「教役者とともに週一度、木曜日に会議を開く」よう規程されている。しかし、長老会は「権力や司法権」をもたないと明確にされている。従って長老会の任務「聖餐の交りを……禁」ずる、と市政府に告発することであった。しかし聖餐への出席停止は正に破門権である。従って破門権は長老会にあるといえるが、長老達が前述の如く三つの議会から選出された点及び長老会の議長が四人の行政長官の一人であるとする一体、破門宣告権をも

つのは国家側か教会側かちよつと決しかねるようである。丁重に帰還を要請して、やつと帰って来て頂いた直後に決められた「規定」も、決してカルヴァンの意図通りにはなっていないかつたといわざるをえないようだ。

三

カルヴァンの伝記を見ると、カルヴァンと何らかの意味で意見が対立し、ジュネーヴを去って行った人や何らかの処罰を受けた人は多い。彼の帰還直後、教会訓練をめぐって牧師ベルナルは市を去っている（一五四二年）し、翌年に牧師アンリ・ド・ラ・マールも同様の理由で市を去っているが、何と云っても重大なのはセバステイアン・カステリオの辞任だろう。彼は、カルヴァンがジュネーヴを追われ、ストラスブルに滞在中、カルヴァンの許に身を寄せていたが、カルヴァンの帰還と同時にジュネーヴに招かれ、ジュネーヴの学院の校長に就任した。しかし牧師職を希望したが、旧約聖書の「雅歌」を聖書の正典に加えるのに反対していること、使徒信条中の「キリストは陰府に降り」というくだりについてカルヴァンの解釈に異を唱えたことのため拒否された。そこで証明書(an honorable testimony)及びカルヴァンの紹介状を貰って職を辞した。「真理と思えるものを考え、語れるような場所を求めて」バーゼルに赴いた。同地で十年間、多くの家族を抱えて非常に苦勞したが、人文主義の出版者オポリーンの校正係を経てバーゼル大学のギリシャ語の教授に就任している。このカステリオンがバーゼルからセルヴェ処刑に抗議の声をあげた。宗教改革時代には各地で多くの人がその主義のために処刑されたが、カステリオのお陰で(奇妙ない方だが)一躍有名になってしまった。

もつとも、セルヴェ処刑への疑問はまず、ジュネーヴ内のイタリア人たちから起つた。亡命イタリア人法学者グリバルディは「信条の誤りを有罪とすることは許されない。個人の信仰は自由だから」と公言している。外部からの抗議はマルチヌス・ベリウスという著者がマグデブルクで刊行した書物(異端者考)⁽¹⁷⁾としてあがって来た。これは実際はカステリオも属していたバーゼル在住のイタリア亡命者が刊行したものであった。勿論その大部分はカステリオが書いているらしい。これはかなり長いヴェルテムベルク公への献辞と、ルーテル、エラスムス、アウグスティヌス等二〇名ほどの人物(その中にもカルヴァンもカステリオ自身も含まれている)の著作からの抜すいところになっている。ヴェルテムベルク公への献辞では、はげしい言葉で思想の故に迫害することの不当さを訴え、地上の王権は信念、思想の問題に何の権限もない。迫害などをやめて寛容の道に立ちもどろろ、と述べている。

このような批難に対し、カルヴァンも反論を加える必要を感じたので、セルヴェ処刑後四ヶ月程経つた一五五四年初「正統信仰の擁護」及び「セルヴェの誤謬の反駁」で、正しい信仰は人間の権威ではなく神の言にある。だから、神から逸脱するような謬説に従うことは宗教を転ぶくさせてしまふ。従つてこのような逸脱行為を剣で処罰することは真の宗教を維持し、神の名譽をたたえるのに絶対的に必要だとのべている。この論文は神の言を絶対視することによって、自己の行為を正当化しようとするものに他ならないが、本当にカルヴァンはセルヴェの処刑に責任を負うべき立場にあるのだろうか。

前述の如く、ジュネーヴに於ては教会と国家とは十六世紀には珍し

い位分けられていた。それはカルヴァンの神学体系から生れたもので、教会の自律性を重んじ、神の言の実現をめざす場合、世俗国家は「外的礼拝を育成、保護し、健全な教理と教会の立場とを守り……公共の安寧と静穏とを維持」⁽¹⁸⁾する任務をもつわけである。だからこそ、カルヴァンの考えでは、教会が市民の霊的生活を、破門の規律でより正しく導く過程で、教会規律に規定された手段を講じても反省しない邪悪な者は、神のもう一つの機関である国家に引き渡され、国家が神に対する責任という立場で、国家の論理で処罰するのは全く当り前のことであった。セルヴェの件がそれであり、教会としては盡すべき手段を盡し、規定通り国家権力に引き渡したのだから、教会はそれ以上の責任を負えない。ましてや、肝心の破門権すらも、世俗権力の攻撃の前に風前の燈であったのだから。恐らく、セルヴェ処刑後にわき起った批難の声にカルヴァンは面くらったと思う。

更に、正式の裁判手続を見た場合、全く当時のジュネーヴに行われていたカロリナ法典の通りで、そこには何の不当なものもなく、「このことに関してはカルヴァンとジュネーヴでの反対派の間にも、ジュネーヴ教会と国家の間にも、スイス諸都市の教会と国家の間にも了解が成立していた」⁽¹⁹⁾のだから、いよいよもって、カルヴァンに不寛容の責任をとらせることは難しいのではないだろうか。宗教上の寛容は彼には未知の概念であった。罪は矢張世紀の誤謬に帰せられるべきかも知れない。

註

(1) 碑文の訳は渡辺一夫氏のものを使わせて頂いた。フランス・ルネサンス断章(岩波文庫)六八頁。

- (2) 田中剛二・カルヴィンとセルヴェート焚刑(改革派神学一五輯)
- (3) ミシェル・セルヴェ事件については、拙稿「カルヴァンとセルヴェ」(待兼山論叢第五号)及び「ミシェル・セルヴェ裁判について」(原弘二郎先生古稀記念・東西文化史論)参照。
- (4) この裁判の部分は大体次の論文によって。 Charles W. Shields : The Trial of Servetus (The Presbyterian and Reformed Review, No.15, 1893)
- (5) この三十九項目は原典宗教改革史(ヨルダン社) p.401~p.403にある。
- (6) 三十九項目に対するセルヴェの態度は C.W.Shields : p.362.
- (7) C.W.Shields : p.374.
- (8) Castellioniana (Leiden 1951) S.2
- (9) Joseph Lecler : Toleration and the Reformation, Vol.1 (1960) p.x.
- (10) これに関しては久米あつみ「カルヴァン」(人類の知的遺産28)によつた。
- (11) 「条項」はキリスト教古典叢書第八巻カルヴァン篇に「キリスト教規則」として、「規定」は原典宗教改革史に「教令規則」として訳出されている。尚両者を通ずる諸問題は出村彰・スイス宗教改革史研究(日基71)にある。本論文もこれに多くを負っている。
- (12) James Mackinnon : Calvin and the Reformation, ('62) p.60.
- (13) Philip Schaff : History of the Christian Church, Vol. VII, p.356.
- (14) 出村 前掲書二四八頁
- (15) Sebastian Castellion に関し Jones, Rufus : A Forgotten Hero of the Reformation (Constructive Quarterly, 1 (1913)). Bainion, R.H. : Sebastian Castellio and the Toleration Controversy of the 16th. Century (1931) を参照せよ。
- (16) Mackinnon : op.cit., p.154.
- (17) 英訳がある。 Concerning Heretics by Bainion 79.

(18) キリスト教綱要第四編 (渡辺信夫訳)

- (9) Nijenhuys : Calvin's life and work in the light of the idea of toleration (in "Ecclesia Reformata") 聖公会の裁許とConstitutio Criminalis Carolina の關係について Ernst Pfisterer : Calvins Wirken in Genf, S.29~34 を参照。